

特定非営利活動法人フリースペースコティ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フリースペースコティ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人と地域社会の安心安全を大切に考える。そのために、地域の子どもたちやその保護者、その他子どもたちと関わる地域の方々に対して、みんなの多様性に応えるインクルーシブな「居場所」をていねいにつくり、多世代交流によって子どもたちの自立をサポートする。フリースクールの運営を柱に、学習支援や体験学習を行い、地域と密着した活動を行うことによって、不登校・ひきこもり・発達障害への理解を深め、子どもをはじめとする地域住民が自分らしさを取り戻した希望のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① フリースクール事業
- ② 子育て支援事業
- ③ 誰もが安心して過ごせる居場所づくり事業

④地域の空き家活用・地域協働事業

⑤その他、この法人の定款の目的を達成するために必要な活動及び事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意を得ることができる場合は、その限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席理事の3分の2以上の同意を得ることができる場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	楠 恭子
副理事長	黒川 啓子
理事	大久保 仁美
理事	佐々木 可愛
監事	猪本 英雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金	0円
正会員会費	1000円(1年間分)

(2)賛助会員入会金	0円
賛助会員会費	ア)個人 1000円 1口以上(1年間)
	イ)団体 10000円 1口以上(1年間)

令和7年度の事業計画書

R7年4月1日からR8年3月31日まで

特定非営利活動法人フリースペースコティ

1 事業実施の方針

- ・本事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、地域の活動にできるだけ多く参加し、交流・相互理解を深めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①フリースクール事業	<u>不登校・ひきこもり・発達障害のある子どもたちの居場所を提供する活動</u> ・不登校・ひきこもりの子どもたちの居場所づくり ・勉強をしたい子どもを対象とした学習指導	(A)週5日 (B)コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C)3～5人	(D)下松市近隣の市町の不登校やひきこもり・発達障害の生徒 (E)10人程度/1日	355.76
②子育て支援事業	<u>子育て支援を目的とした活動</u>	(A)以下のとおり活動により異なる (B)コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C)3～5人	(D)子育て中の保護者と子ども (E)不特定多数	160.48

	・親カフェ・ワークショップの開催（子育て中の保護者の話の場の提供） ・幼児を対象とした読み聞かせ・遊び場の提供 ・ペアレント・トレーニング講座の実施（発達障害や子育てに困り感がある保護者のための講座） ・フードバンクと提携し貧困家庭への物資提供 ・子育て相談会の実施 ・子ども用品（制服・カバン・服などの遊休品）の提供（集めて低価格で販売）	(A) 不定期 (A) 不定期 (A) 年 2 回 / 不定期 (A) 民生委員や保護者からの申込に応じて不定期開催 (A) 随時 (A) 1 ～ 5 回 / 年		
③みんなの居場所づくり事業	<u>だれもが安心して過ごせる居場所づくり事業</u>	(A) 以下のとおり活動により異なる (B) コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C) 3 ～ 5 人	(D) 地域の方と近隣地町の方 (E) 不特定多数	1689.82

	・子ども食堂の実施 (学習支援も含む)	(A) 週 1 ～ 2 回 (火曜日) 11:00 ～13:00、16:30 ～18:30	(D) 地域の方 と近隣地町 の方 (E) 不特定多 数	
	・放課後支援 (放課後の子どもの居場 所提供)	(A) 週 1 ～ 2 回 15:00～18:30	(D) 下松市と 近隣の市町 の子どもた ち (E) 1～15 人程度 / 1 回	
	<u>子どもが自分で自立の道 をみつけだすための体験 活動</u>	(A) 以下のとおり 活動により異な る (B) 以下のとおり 活動により異な る (C) 3～5人	(D) 下松市と 近隣の市町 の子どもた ち (E) 1～15 人程度 / 1 回	
	・契約農家で畑仕事のお 手伝い	(A) 週 1 回 (B) 契約花農家畑 (山口県下松市 久保)		
	・地元の企業での職業体 験	(A) 年 1 ～ 2 回 (B) 下松市内 (C) 1～5人		
	・長期休みに行う体験学 習 (電子工作・そうめん流 し・スイカ割り・餅つき・ 壁塗りなど)	(A) 長期休暇 (B) コティ (山口 県下松市末武上 1790 番地) (C) 1～5人		

④地域の空き家活用・地域協働事業	<u>空き家活用と地域協働活動を通して、地域の活性化・多世代交流を促進する活動</u> ・地元の起業したい人や起業したばかりの人を集めた空き家活用事業のイベント開催 ・地域の人と一緒にご当地グッズを制作する活動	(A) 以下のとおり活動により異なる (B) 以下のとおり活動により異なる (C) 1～5人 (A) 月 1～4 回 (B) コティ（山口県下松市末武上 1790 番地） (C) 1～5人 (A) 年 1～3 回 (B) コティ（山口県下松市末武上 1790 番地） (C) 1～5人	(D) 以下のとおり活動により異なる (E) 以下のとおり活動により異なる (D) 地域の方と近隣市町の方 (E) 不特定多数 (D) 下松市と近隣の市町の子どもたち (E) 10人程度／1回	60.94
⑥その他、この法人の定款の目的を達成するために必要な活動及び事業	・上記以外で、目的達成のために必要な単年度の活動	実施予定なし		

令和 8 年度の事業計画書

R 8 年 4 月 1 日から R 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人フリースペースコティ

1 事業実施の方針

- ・ R 8 年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 行政との連携を図り、より多くの方の支援を充実させていく。

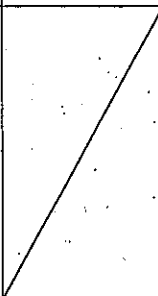
2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①フリースクール事業	<u>不登校・ひきこもり・発達障害のある子どもたちの居場所を提供する活動</u> ・ 不登校・ひきこもりの子どもたちの居場所づくり ・ 勉強をしたい子どもを対象とした学習指導	(A) 週 5 日 (B) コティ (山口県下松市末武上 1790 番地) (C) 3 ～ 5 人	(D) 下松市近隣の市町の不登校やひきこもり・発達障害の生徒 (E) 10 人程度 / 1 日	355.76
②子育て支援事業	<u>子育て支援を目的とした活動</u>	(A) 以下のとおり活動により異なる (B) コティ (山口県下松市末武上 1790 番地) (C) 3 ～ 5 人	(D) 子育て中の保護者と子ども (E) 不特定多数	160.48

	・親カフェ・ワークショップの開催（子育て中の保護者の話の場の提供） ・幼児を対象とした読み聞かせ・遊び場の提供 ・ペアレント・トレーニング講座の実施（発達障害や子育てに困り感がある保護者のための講座） ・フードバンクと提携し貧困家庭への物資提供 ・子育て相談会の実施 ・子ども用品（制服・カバン・服などの遊休品）の提供（集めて低価格で販売）	(A) 不定期 (A) 不定期 (A) 年 2 回 / 不定期 (A) 民生委員や保護者からの申込に応じて不定期開催 (A) 随時 (A) 1 ～ 5 回 / 年		
③みんなの居場所づくり事業	<u>だれもが安心して過ごせる居場所づくり事業</u>	(A) 以下のとおり活動により異なる (B) コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C) 3 ～ 5 人	(D) 地域の方と近隣地町の方 (E) 不特定多数	689.82

	・子ども食堂の実施 (学習支援も含む)	(A) 週 1 ～ 2 回 (火曜日) 11:00 ～13:00、16:30 ～18:30	(D) 地域の方 と近隣地町 の方 (E) 不特定多 数	
	・放課後支援 (放課後の子どもの居場 所提供)	(A) 週 1 ～ 2 回 15:00～18:30	(D) 下松市と 近隣の市町 の子どもた ち (E) 1 ～ 1.5 人程度 / 1 回	
	<u>子どもが自分で自立の道 をみつけたための体験 活動</u>	(A) 以下のとおり 活動により異な る (B) 以下のとおり 活動により異な る (C) 3 ～ 5 人	(D) 下松市と 近隣の市町 の子どもた ち (E) 1 ～ 1.5 人程度 / 1 回	
	・契約農家で畑仕事のお 手伝い	(A) 週 1 回 (B) 契約花農家畑 (山口県下松市 久保)		
	・地元の企業での職業体 験	(A) 年 1 ～ 2 回 (B) 下松市内 (C) 1 ～ 5 人		
	・長期休みに行う体験学 習 (電子工作・そうめん流 し・スイカ割り・餅つき・ 壁塗りなど)	(A) 長期休暇 (B) コティ (山口 県下松市末武上 1790 番地) (C) 1 ～ 5 人		

④地域の空き家活用・地域協働事業	<u>空き家活用と地域協働活動を通して、地域の活性化・多世代交流を促進する活動</u> ・地元の起業したい人や起業したばかりの人を集めた空き家活用事業のイベント開催 ・地域の人と一緒にご当地グッズを制作する活動	(A) 以下のとおり活動により異なる (B) 以下のとおり活動により異なる (C) 1～5人 (A) 月1～4回 (B) コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C) 1～5人 (A) 年1～3回 (B) コティ（山口県下松市末武上1790番地） (C) 1～5人	(D) 以下のとおり活動により異なる (E) 以下のとおり活動により異なる (D) 地域の方と近隣市町の方 (E) 不特定多数 (D) 下松市と近隣の市町の子どもたち (E) 10人程度／1回	60.94
⑥その他、この法人の定款の目的を達成するために必要な活動及び事業	・上記以外で、目的達成のために必要な単年度の活動	実施予定なし		

令和7年度 活動予算書
R7年4月1日からR8年3月31日まで

NPO法人フリースペースコティ
単位(円)

科目		金額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	1,000	21,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金		100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		2,000,000	
未收助成金			
4 事業収益			
フリースクール事業収益	387,600		
子育て支援事業収益	33,400		
みんなの居場所づくり事業収益	260,200		
空き家活用・地域協働事業収益	3,000	684,200	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	10,680	10,680	
経常収益計			2,815,880
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	360,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計		360,000	
(2) その他経費			
諸謝金	25,000		
地代・家賃	230,000		
畑使用料	24,000		
会場料	0		
水道光熱費	145,000		
通信運搬費	44,400		
消耗品費	312,000		
教材費	30,000		
印刷費	30,000		
備品費	260,000		
旅費交通費	41,600		
食糧費	85,000		
交際費	0		
広告宣伝費	40,000		
研修費	0		
支払保険料	0		
支払手数料	0		
HP運用費	0		
租税公課	0		

修繕費	1,000,000		
その他の雑費	0		
その他経費計	2,267,000		
事業費計		2,627,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法廷福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	10,000		
水道光熱費	10,000		
通信運搬費	12,000		
消耗品費	20,000		
教材費	0		
備品費	0		
旅費交通費	30,000		
印刷費	10,000		
広告宣伝費	0		
交際費	0		
会議費	5,000		
研修費	20,000		
支払保険料	30,000		
支払手数料	10,000		
HP運用費	0		
租税公課	3,000		
修繕費	0		
その他の雑費	25,000		
その他経費計	185,000		
管理費計		185,000	
経常費用計			2,812,000
当期経常増減額			3,880
前期繰越正味財産額			471,844
次期繰越正味財産額			475,724

令和7年度事業年度の活動予算書

単位(円)

科 目	フリースクール 事業 事業	子育て支援 事業	みんなの居場 所づくり事業	空き家活用 地域協働事業	事業部門計	管理部	合 計
I 経常収益							0
1. 受取会費					0	21,000	21,000
2. 受取寄付金					0	100,000	100,000
3. 受取助成金等	500,000	50,000	1,400,000	50,000	2,000,000		2,000,000
4. 事業収益	387,600	33,400	260,200	3,000	684,200		684,200
5. その他収益					0	10,680	10,680
経常収益計	887,600	83,400	1,660,200	53,000	2,684,200	131,680	2,815,880
II 経常費用							
(1)人件費							
給料手当	360,000				360,000		360,000
法定福利費							0
福利厚生費							0
人件費計	360,000	0	0	0	360,000		360,000
(2)その他経費							
諸謝金		5,000	15,000	5,000	25,000		25,000
地代・家賃	92,000	46,000	69,000	23,000	230,000	10,000	240,000
畑使用料			24,000		24,000		24,000
会場料					0		0
水道光熱費	58,000	29,000	43,500	14,500	145,000	10,000	155,000
通信運搬費	17,760	8,880	13,320	4,440	44,400	12,000	56,400
消耗品費	28,000	30,000	240,000	14,000	312,000	20,000	332,000
教材費	20,000		10,000		30,000		30,000
印刷費	10,000	10,000	10,000		30,000	10,000	40,000
備品費	120,000		140,000		260,000		260,000
旅費交通費		11,600	30,000		41,600	30,000	71,600
広告宣伝費	10,000	10,000	20,000		40,000		40,000
食糧費		10,000	75,000		85,000		85,000
交際費					0		0
会議費					0	5,000	5,000
研修費					0	20,000	20,000
支払保険料					0	30,000	30,000
支払手数料					0	10,000	10,000
HP運用費					0		0
租税公課					0	3,000	3,000
修繕費			1,000,000		1,000,000		1,000,000
雑費					0	25,000	25,000
その他経費計	355,760	160,480	1,689,820	60,940	2,267,000	185,000	2,452,000
経常費用計	715,760	160,480	1,689,820	60,940	2,627,000	185,000	2,812,000
当期経常増減額	171,840	-77,080	-29,620	-7,940	57,200	-53,320	3,880

令和8年度 活動予算書
R8年4月1日からR9年3月31日まで

NPO法人フリースペースコティ
単位(円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	1,000	21,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金		100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		1,000,000	
未収助成金			
4 事業収益			
フリースクール事業収益	387,600		
子育て支援事業収益	33,400		
みんなの居場所づくり事業収益	260,200		
空き家活用・地域協働事業収益	3,000		
		684,200	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	10,680	10,680	
経常収益計			1,815,880
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	360,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	360,000		
(2) その他経費			
諸謝金	25,000		
地代・家賃	230,000		
畑使用料	24,000		
会場料	0		
水道光熱費	145,000		
通信運搬費	44,400		
消耗品費	312,000		
教材費	30,000		
印刷費	30,000		
備品費	260,000		
旅費交通費	41,600		
食糧費	85,000		
交際費	0		
広告宣伝費	40,000		
研修費	0		
支払保険料	0		
支払手数料	0		
HP運用費	0		
租税公課	0		

修繕費	0		
その他の雑費	0		
その他経費計	1,267,000		
事業費計		1,627,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法廷福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	10,000		
水道光熱費	10,000		
通信運搬費	12,000		
消耗品費	20,000		
教材費	0		
備品費	0		
旅費交通費	30,000		
印刷費	10,000		
広告宣伝費	0		
交際費	0		
会議費	5,000		
研修費	20,000		
支払保険料	30,000		
支払手数料	10,000		
HP運用費	0		
租税公課	3,000		
修繕費	0		
その他の雑費	25,000		
その他経費計	185,000		
管理費計		185,000	
経常費用計			1,812,000
当期経常増減額			3,880
前期繰越正味財産額			475,724
次期繰越正味財産額			479,604

令和8年度事業年度の活動予算書

単位(円)

科 目	フリースクール 事業 事業	子育て支援 事業	みんなの居場 所づくり事業	空き家活用 地域協働事業	事業部門計	管理部	合 計
I 経常収益							0
1. 受取会費					0	21,000	21,000
2. 受取寄付金					0	100,000	100,000
3. 受取助成金等	500,000	50,000	400,000	50,000	1,000,000		1,000,000
4. 事業収益	387,600	33,400	260,200	3,000	684,200		684,200
5. その他収益					0	10,680	10,680
経常収益計	887,600	83,400	660,200	53,000	1,684,200	131,680	1,815,880
II 経常費用							
(1)人件費							
給料手当	360,000				360,000	0	360,000
法定福利費							0
福利厚生費							0
人件費計	360,000	0	0	0	360,000	0	360,000
(2)その他経費							
諸謝金		5,000	15,000	5,000	25,000		25,000
地代・家賃	92,000	46,000	69,000	23,000	230,000	10,000	240,000
畑使用料			24,000		24,000		24,000
会場料					0		0
水道光熱費	58,000	29,000	43,500	14,500	145,000	10,000	155,000
通信運搬費	17,760	8,880	13,320	4,440	44,400	12,000	56,400
消耗品費	28,000	30,000	240,000	14,000	312,000	20,000	332,000
教材費	20,000		10,000		30,000		30,000
印刷費	10,000	10,000	10,000		30,000	10,000	40,000
備品費	120,000		140,000		260,000		260,000
旅費交通費		11,600	30,000		41,600	30,000	71,600
広告宣伝費	10,000	10,000	20,000		40,000		40,000
食糧費		10,000	75,000		85,000		85,000
交際費					0		0
会議費					0	5,000	5,000
研修費					0	20,000	20,000
支払保険料					0	30,000	30,000
支払手数料					0	10,000	10,000
HP運用費					0		0
租税公課					0	3,000	3,000
修繕費					0		0
雑費					0	25,000	25,000
その他経費計	355,760	160,480	689,820	60,940	1,267,000	185,000	1,452,000
経常費用計	715,760	160,480	689,820	60,940	1,627,000	185,000	1,812,000
当期経常増減額	171,840	-77,080	-29,620	-7,940	57,200	-53,320	3,880

